

大通達甲（生）第8号
平成31年4月25日

簿冊名	例規（1年）
保存期間	1年

生活安全部人身安全・少年課長
各警察署長 殿

警察本部長

サポートアドバイザー運用要綱の制定について（通達）

「大分っ子フレンドリーサポートセンター運営要綱」（平成31年4月25日付け大通達甲（生）第7号別添）第3の4(1)の規定により大分っ子フレンドリーサポートセンターに置かれるサポートアドバイザーの適正かつ効果的な運用のため、別添のとおり「サポートアドバイザー運用要綱」を制定したので、事務処理上誤りのないようにされたい。

（人身安全・少年課サポートセンター係）

別添

サポートアドバイザー運用要綱

1 趣旨

この要綱は、「大分っ子フレンドリーサポートセンター運営要綱」（平成31年4月25日付け大通達甲（生）第7号別添。以下「運営要綱」という。）第3の4(1)の規定により大分っ子フレンドリーサポートセンターに置かれるサポートアドバイザーの運用に関し必要な事項を定めるものとする。

2 任務

サポートアドバイザーは、大分っ子フレンドリーサポートセンターに所属する警察職員によるサポート活動（運営要綱第2(2)に規定するサポート活動をいう。以下同じ。）に関して、専門的な助言を行うことを任務とする。

3 委嘱

- (1) 警察本部長（以下「本部長」という。）は、生活安全部人身安全・少年課長（以下「人身安全・少年課長」という。）の推薦に基づき、児童心理学、カウンセリング技術、薬物中毒治療等に関する専門的知識を有し、かつ、サポート活動に理解を有する者のうちから、サポートアドバイザーを委嘱するものとする。
- (2) 人身安全・少年課長は、前記(1)の推薦に当たっては、サポートアドバイザー推薦書（第1号様式）により、適任者を推薦するものとする。
- (3) 本部長は、サポートアドバイザーを委嘱したときは、委嘱状（第2号様式）を交付するとともに、サポートアドバイザー名簿（第3号様式）に必要事項を記載するものとする。

4 任期

- (1) サポートアドバイザーの任期は2年とし、起算日を4月1日とする。
- (2) サポートアドバイザーは、再委嘱をすることができる。再委嘱する場合は、前記3(3)の規定にかかわらず、委嘱状は新たに交付しないものとする。
- (3) 本部長は、サポートアドバイザーを再委嘱した場合は、サポートアドバイザー名簿の再委嘱欄に再委嘱年月日を記載するものとする。

5 解嘱

本部長は、サポートアドバイザーに次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合は、任期中にかかわらず解嘱するものとする。

- (1) 退任の申出があったとき。
- (2) 適格性を欠くに至ったとき。
- (3) 死亡したとき。

6 運用上の留意事項

- (1) サポートアドバイザーは、その活動を行うに当たり、関係者の正当な権利及び自由を害することのないように留意するものとする。
- (2) サポートアドバイザーは、活動上知り得た秘密を他人に漏らさないものとする。サポートアドバイザーを解嘱された後も、また、同様とする。

7 謝金

- (1) 人身安全・少年課長は、サポートアドバイザーからサポート活動に関する助言を受けたときは、その都度、本部長に謝金の支給を請求するものとする。
- (2) 本部長は、前記(1)の請求があったときは、別に定める支給基準に従い、謝金を支給するものとする。

附 則

この要綱は、平成31年4月25日から施行する。

第1号様式

第 号 年 月 日	
大分県警察本部長 殿	
生活安全部人身安全・少年課長	
サポートアドバイザー推薦書	
次の者をサポートアドバイザーとして推薦します。	
被 推 薦 者	本籍 住所 職業 氏名 年 月 日生 (歳)
経 歴	
主な少年補導 活 動 歴	
推薦する理由	

第2号様式

第 号

委 嘱 状

殿

あなたを大分っ子フレンドリーサポートセンターのサポートアドバイザーに
委嘱します。

年 月 日

大分県警察本部長 印

第3号様式

サポートアドバイザー名簿

年 月 日

ふりがな 氏 名			
年 月 日生 (歳)			
郵便番号	TEL	本 籍	都 道
現住所			府 県
職 業		勤 務 先	
最終学歴			
職 歴			
委 嘱	年 月 日 第 号	解 職	年 月 日
再 委 嘱	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	年 月 日	年 月 日	年 月 日
備 考			